

社会福祉法人 英会
評議員及び役員並びに選任・解任委員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人英会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員及び役員並びに選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めること目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれるものをいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び賞与その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用弁償とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員等に職務遂行の対価として報酬等を支給することができる。

2 常勤役員で職員としての立場を有する者に対して報酬等を支給することができる。

(常勤役職員の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 常勤役員の報酬については別表1に定める額
- (2) 常勤役員の賞与については別表2に定める額

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬等については、毎月末日とする。但し、その日が金融機関の休日に当たるときは、その前営業日とする。

(2) 非常勤役員等に対する報酬等は、当該会議に出席した都度支給する。

(費用弁償)

第6条 この法人は、役員等が法人業務の役員会等会議の出席及び出張する場合は、別表3に定めるとおり支給することができる。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

附則

この規程は、令和3年0月0日から施行する。

別表 1（常勤役員の報酬）

役 職 名	報 酬の額
理 事 長	月額 200,000 円以内
業務執行理事	月額 150,000 円以内
常 勤 理 事	月額 100,000 円以内

別表 2（常勤役員の賞与）

7 月の賞与	報酬月額 × 1 か月以内
12 月の賞与	報酬月額 × 1 か月以内

別表 3（非常勤役員等の費用弁償）

役職名	職務内容	報酬額
評議員	評議員会への出席	1,500 円
理 事	理事会等への出席	1,500 円
監 事	理事会等への出席	1,500 円
	監事監査	1,500 円
評議員選任解任委員	評議員選任・解任委員会	1,500 円

* 役員等が業務出張を行った場合は、職員旅費規程に準じる。

